

# 沖縄県立図書館短期滞在者用利用カード作成フロー図

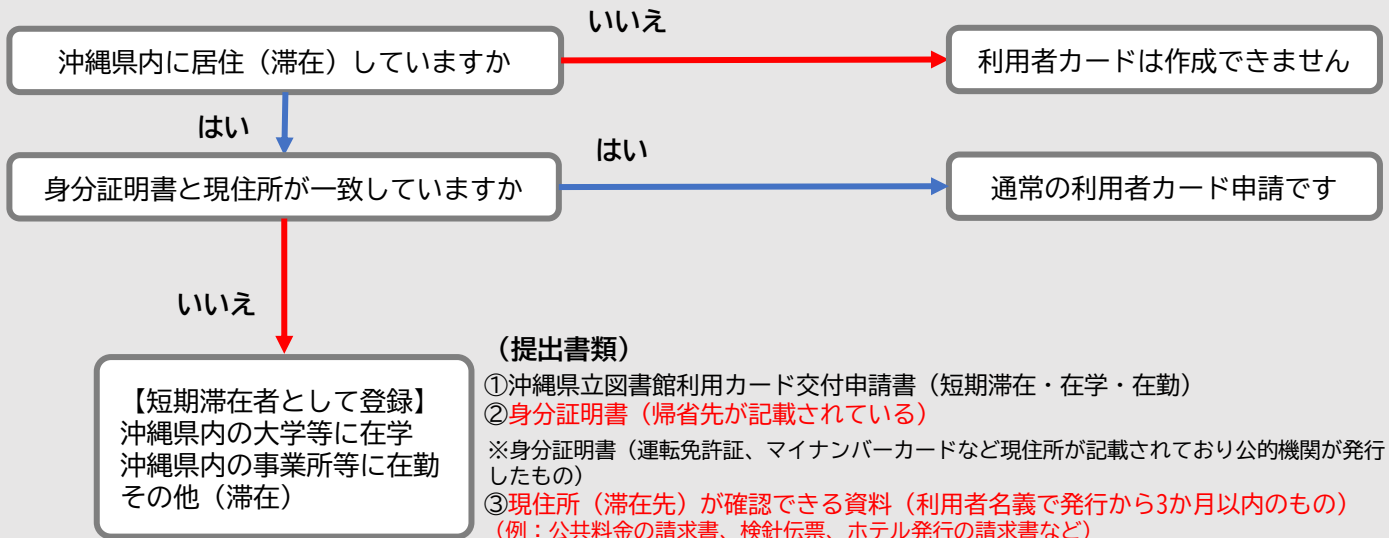
沖縄県立図書館では

利用カード交付申請を受付した日から県内に1ヶ月以上の滞在期間がある方であれば  
県外在住の方でも、当館の利用カードを作成し、本を借りることができます。

(本のリクエスト購入、相互貸借の利用ができないなど一部制限があります。)

下記のフロー図のいずれかに該当する方は、必要書類をご確認いただき当館カウンターに申請ください。

## スタート



③ 現住所(滞在先)が確認できる資料(利用者名義で発行から3か月以内のもの)が提出できない方は

① 沖縄県立図書館利用カード交付申請書(短期滞在・在学・在勤)別紙(第2号様式関係)の下段部分(滞在期間証明欄)を記載の上、ご提出ください。

なお、当該申請書の証明書欄は「在学証明書」、「在勤証明書」に代えることができます。



☑ 在学証明を提出する方  
在学先(例: 学校事務所)が  
記入する必要があります。

※学校が発行する在学証明書で代用できます。  
(利用者名義で発行から  
3か月以内のもの)



☑ 在勤証明を提出する方  
在勤先(例: 勤務会社総務)が  
記入する必要があります。

※会社が発行する在勤証明書  
で代用できます。  
(利用者名義で発行から3か月  
以内のもの)



☑ 滞在証明を提出する方  
第三者(例: 家族や友人、仕事で  
かかわりのある方等)が記入する  
必要があります。

### 【申請書の証明欄を記入する方へ】

当館では、利用者カードを作成された方に、当館の所蔵本を貸出しております。

当館の貸出本は、原則2週間で返却する必要があります。

万が一、貸出本の返却がない場合、延滞として督促を行っております。

その際、申請者本人と連絡が取れなかった場合には、代わりに証明先に連絡をとることがあります。

あらかじめご了承ください。その他、不明な点はお手数ですが、当館までお問合せ願います。